

処分年月日	2025年12月9日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	豊証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会員の元外務員甲は、競馬等のギャンブルに相当額をつぎ込んでいたことから、資金繰りに窮し、顧客から金銭を詐取することを考え、顧客Aから、金融商品の買付代金の名目で現金を受け取り、社内用の帳票に株式の買付代金と記載したものを受け取った現金を着服した。</p> <p>その後も同様に、顧客A以外の複数の顧客からも、金融商品の買付代金名目で金銭を受け取り、あるいは、自身が母子家庭で育った等の生い立ちを話して毎月の返済に困っている事や兄が海外で入院したと虚偽の話をして金銭を受け取り、偽造した会社の領収書や社内用の帳票を顧客に交付して、受け取った金銭を着服することを繰り返した。</p> <p>このようにして甲は、複数の顧客から長期間にわたり、多額の現金を着服し、自身の生活費、クレジットカード等の返済に充てたほか、競馬等のギャンブルや遊興費に費消した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当社では一切、現金及び小切手の受け渡しを行わないこと」、「万一そのような申し出が営業員からあった場合は、速やかに当社に報告して頂くこと」を、顧客との面談時に確認・周知 ・従前は条件付きで認めていた現金の受け渡しを全廃するとともに、支店での現金の取扱いを廃止 ・社印及び支店長印の管理の厳格化 ・役職員の異動時に、異動先の新部店に顧客を移管することを原則禁止 ・役職員の営業活動等の把握・管理の強化

	・職員にカードローンなどの借金が判明した場合、社内融資に切り替えて、家族の協力のもと会社が返済計画を含めた生活設計を指導
--	--